

大規模地震時における  
石川県業務継続計画  
(出先機関版)

令和2年4月

石川県

## 目 次

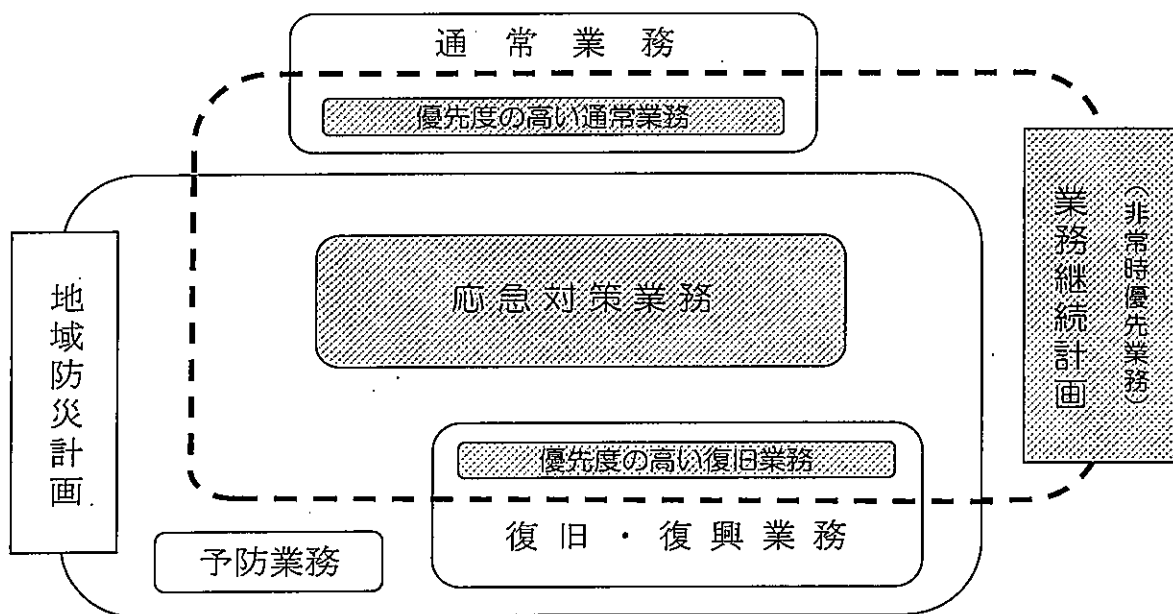
	頁
第1章 総則	
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続の基本方針	2
3 地域防災計画との関係	2
第2章 業務継続体制の検討	
1 計画の対象とする組織	4
2 計画の対象とする想定地震	4
3 非常時優先業務の選定	5
4 非常時優先業務の業務開始目標時間の設定	5
5 職員の参集予測	6
6 業務継続に必要な資源の現状	10
第3章 今後の取り組み	
1 各所属における執務体制要領への反映	13
2 訓練の実施	13
3 業務継続計画の見直し	13

# 第1章 総則

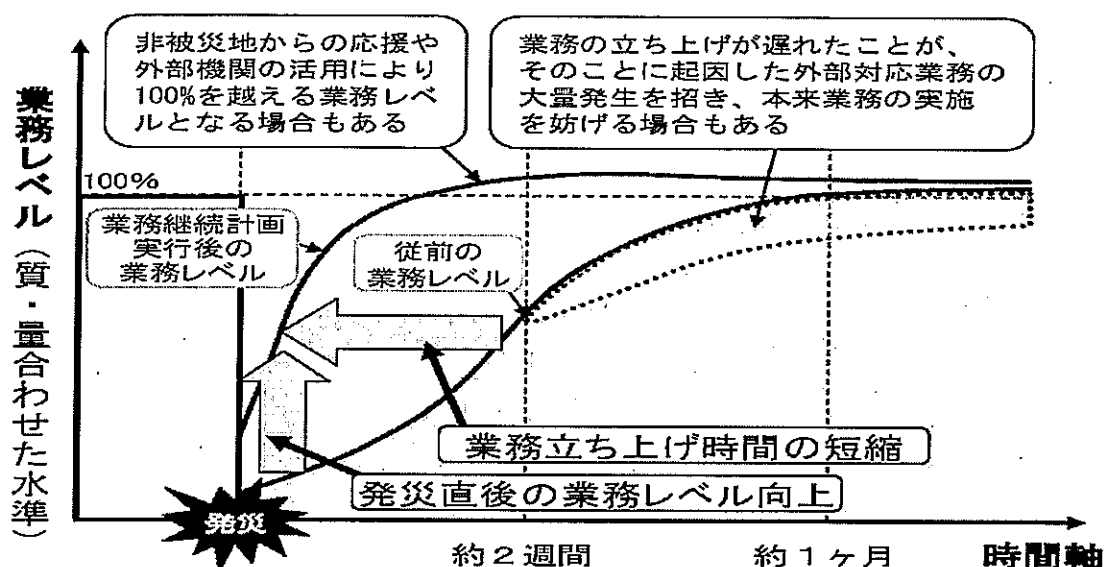
## 1 業務継続計画策定の目的

大規模地震発生時には、災害応急業務に相当数の職員を割り当てる必要があることから、あらかじめ、各出先機関で実施する災害応急業務及び優先度の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)を定めるとともに、当該業務に必要な人員や参集可能人員を明確にしておくことにより、災害時においても、迅速、的確、効率的に業務を実施することを目的とする。

〈非常時優先業務のイメージ図〉



〈業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ図〉



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」  
(内閣府、平成22年)

## 2 業務継続の基本方針

大規模な地震が発生した場合、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- ① 地震による被害を最小限に抑えるため、災害応急業務を最優先に実施し、あらかじめ定めた優先度の高い通常業務についても並行して実施する。
- ② 非常時優先業務に必要な職員が不足する場合は、各部局から対応可能な人員を割り当てるなど全庁的に調整する。

## 3 地域防災計画との関係

本県では、地震や津波の災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、石川県地域防災計画（地震災害対策編）及び石川県地域防災計画（津波災害対策編）（以下、「県地域防災計画」という。）を定めている。県地域防災計画は、震災対策のうち主として地震の揺れに伴う被害や津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

一方、大規模地震における石川県業務継続計画（出先機関版）（以下「本計画」という。）は、大規模地震発災時に、庁舎や職員が被災し、活動に制約が生じる状況下であっても、県地域防災計画に定められた応急対策及び優先度の高い復旧業務や優先度の高い通常業務を円滑に実施するためのものである。

地域防災計画と業務継続計画との相違点については次頁のとおりである。

〈地域防災計画と業務継続計画との相違点〉

区 分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。 (実効性の確保)
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載してある場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごと業務開始目標時間を定める必要がある。 (必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説【解説】」

(内閣府、平成 22 年)

## 第2章 業務継続体制の検討

### 1 計画の対象とする組織

本計画において、業務継続体制を検討する対象組織は、「石川県組織規則」による出先機関、「石川県教育委員会事務局等組織規則」による教育委員会の出先機関等及び「石川県立学校条例」に基づく県立学校とする。

### 2 計画の対象とする想定地震

本計画の想定地震は、大規模地震時における石川県業務継続計画（本庁版）と同規模の震度6強の大規模地震とする。

県地域防災計画では、県下に震度5強以上の地震が発生した時は災害対策本部体制となり、全職員が動員対象となっている。

<参考>

県地域防災計画（地震災害対策編）抜粋

第3章 第1節

#### 2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

石川県災害対策本部の設置等に係る配備体制及びその基準等は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

配 備 体 制		基 準	動員対象職員
災害対策本部 設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動 を円滑に行える体制	・県下に震度3の地震が発生したとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員
	警戒配備体制 災害対策本部の設置 に備える体制	・県下に震度4又は震度5弱 (5-)の地震が発生したとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員 (企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき</u></li> <li>・県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</li> <li>・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</li> </ul>	・ <u>全職員(自主登庁)</u>

### 3 非常時優先業務の選定

非常時優先業務については、各所属において対象となる災害応急業務と優先度の高い通常業務を選定するとともに業務の開始目標時間を設定した。

主な非常時優先業務については次表のとおりである。

#### 〈主な非常時優先業務〉

所属名等	災害応急業務	優先度の高い通常業務
共通	職員の非常参集及び安否確認、施設等の被害状況の確認及び災害応急対策の実施、本庁等との連絡調整等	文書收受・発送、公有財産管理、各種契約事務、収入・支払業務、情報公開
県税事務所 総合事務所	災害に伴う県税の徴収猶予及び減免措置、納税証明に関する相談等	県税の申告書・減免申請書の受付、納税証明書の発行、県税徴収金の受付、県税全般の相談等
総合事務所	管内出先機関等の被害状況及び災害応急対策実施状況の収集・連絡等	行政相談、旅券発給、火薬類等に係る許認可・検査等
保健福祉センター	健康管理活動、こころのケア活動、防疫、保健衛生活動、動物保護等	感染症、生活環境等の各種相談対応、食中毒等の各種検査等
農林総合事務所	国営造成施設、治山施設等の被害調査及び応急対策等	家畜伝染病の予防、水稻・麦・大豆・野菜等作物の支援・相談・指導等
家畜保健衛生所	家畜防疫等	家畜伝染病の診断・病性鑑定、死亡牛の受付・処理、家畜衛生情報の収集及び広報等
土木総合事務所	土木施設等の被害調査及び災害応急対策、水防活動の実施等	道路利用者への情報提供、土木施設等の維持修繕、道路等の占用許可等
港湾事務所	港湾施設の被害調査及び応急復旧、緊急輸送道路の確保、耐震強化岸壁の確保等	船舶航行安全、港湾施設及び漁港施設の管理及び維持修繕、国際ふ頭施設の保安等
教育事務所	管内小中学校施設等の被害状況の収集・報告等	市町立小中学校の教育指導等
全体件数	89件	210件

#### 4 非常時優先業務の業務開始目標時間の設定

非常時優先業務の業務開始目標時間について、県地域防災計画の初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1か月程度まで）、の3区分を、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間、1か月の8区分に細分化して設定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によって、本計画で設定した業務開始目標時間にかかわらず必要なものを優先して実施するものとする。

#### 5 職員の参集予測

##### (1) 職員の参集予測に当たっての想定

夜間・休日等の勤務時間外に大規模な地震が発生した場合には、職員の参集に相当の時間を要することが想定される。

職員の参集予測は、勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（内閣府 平成22年4月）」等を参考として次の考え方により予測した。

〈考え方〉

- ① 交通機関等の被災のため発災から3日間は徒歩（4km/h）により参集するものとし、参集対象は20km以内に居住する職員とする。  
（20kmを超える職員は最寄りの出先機関等へ登庁）
- ② 本人や家族の死傷、救出・救助活動等に従事するため、発災から1～3日目までは30%、4～7日目までは10%、8日目以降は2%の職員の参集が困難となる。

〈予測結果〉

経過時間	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
参集人数	435人	1,085人	1,428人	2,523人	2,764人

※対象職員数：2,800人（R2.4.1現在）

##### (2) 出先機関の参集予測の調査結果

各出先機関の参集予測の結果は、次頁のとおりとなった。

※詳細については資料編を参照



部局別の参集予測 (R2. 4. 1現在)

【参集予測人数】①

(単位：人)

部 局 名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部 (166)	31	72	94	150	163
危機管理監室 (9)	0	2	3	8	9
企画振興部 (13)	0	0	4	12	13
県民文化スポーツ部 (64)	23	36	43	58	64
健康福祉部 (528)	102	226	279	476	518
生活環境部 (26)	1	7	9	24	26
商工労働部 (189)	30	88	101	171	187
農林水産部 (561)	46	137	233	504	552
土 木 部 (493)	81	170	232	445	484
教育委員会 (751)	121	347	430	675	748
合 計 (2,800)	435	1,085	1,428	2,523	2,764

【必要人数】②

部 局 名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部 (166)	20	53	66	87	87
危機管理監室 (9)	1	4	4	9	9
企画振興部 (13)	1	1	4	12	13
県民文化スポーツ部 (64)	14	25	39	46	51
健康福祉部 (528)	91	127	259	404	408
生活環境部 (26)	2	8	16	26	26
商工労働部 (189)	35	48	108	139	139
農林水産部 (561)	59	149	300	421	421
土 木 部 (493)	104	206	329	493	493
教育委員会 (751)	186	320	480	621	622
合 計 (2,800)	513	941	1,605	2,258	2,269

【職員の過不足】①-②

部 局 名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
総 務 部 (166)	11	19	28	63	76
危機管理監室 (9)	△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	0
企画振興部 (13)	△ 1	△ 1	0	0	0
県民文化スポーツ部 (64)	9	11	4	12	13
健康福祉部 (528)	11	99	20	72	110
生活環境部 (26)	△ 1	△ 1	△ 7	△ 2	0
商工労働部 (189)	△ 5	40	△ 7	32	48
農林水産部 (561)	△ 13	△ 12	△ 67	83	131
土 木 部 (493)	△ 23	△ 36	△ 97	△ 48	△ 9
教育委員会 (751)	△ 65	27	△ 50	54	126
合 計 (2,800)	△ 78	144	△ 177	265	495

地域別の参集予測 (R2. 4. 1現在)

〈地域別〉

【参集予測人数】①

(単位：人)

地域名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
能登北部 (386)	54	112	161	348	380
能登中部 (459)	60	120	168	414	452
河 北 (118)	17	44	65	105	117
金 沢 市 (1,155)	226	584	695	1044	1140
加賀北部 (287)	28	91	157	257	283
加賀南部 (373)	42	120	167	335	370
県 外 (22)	8	14	15	20	22
合 計 (2,800)	435	1,085	1,428	2,523	2,764

【必要人数】②

地域名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
能登北部 (386)	71	119	207	328	329
能登中部 (459)	81	132	234	368	368
河 北 (118)	27	49	79	104	104
金 沢 市 (1,155)	200	393	652	881	888
加賀北部 (287)	50	95	199	237	240
加賀南部 (373)	77	145	224	320	320
県 外 (22)	7	8	10	20	20
合 計 (2,800)	513	941	1,605	2,258	2,269

【職員の過不足】①-②

地域名 (対象職員数)	1時間以内	3時間以内	1日以内	1週間以内	8日目以降
能登北部 (386)	△ 17	△ 7	△ 46	20	51
能登中部 (459)	△ 21	△ 12	△ 66	46	84
河 北 (118)	△ 10	△ 5	△ 14	1	13
金 沢 市 (1,155)	26	191	43	163	252
加賀北部 (287)	△ 22	△ 4	△ 42	20	43
加賀南部 (373)	△ 35	△ 25	△ 57	15	50
県 外 (22)	1	6	5	0	2
合 計 (2,800)	△ 78	144	△ 177	265	495

※地域名は、「石川県地震被害想定調査報告書【概要版】」(石川県、平成10年)の区分による。

能登北部：輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、

能登中部：七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

河 北：かほく市、津幡町、内灘町

加賀北部：白山市、野々市市

加賀南部：小松市、加賀市、能美市、川北町

### (3) 執行体制の確保

#### ① 出勤状況の把握

各所属は、職員の出勤状況を取りまとめて主務課へ報告する。

#### ② 指揮命令系統の確立

決裁権者が欠勤した場合においても、石川県処務規程に定める代決規定により、迅速に事務執行を行うものとするほか、指揮命令系統については、各所属で定めておく。

#### ③ 人員調整の考え方

大規模な地震が県内で発生した場合の所属間の人員調整については、県新型インフルエンザ対策業務継続計画と同様に、職員の欠勤状況に応じて、次の順序により、臨機応変に対応するものとする。

ア 所属間の人員調整は、業務の中断・縮小を行っても、業務の性質上、なお人員に不足が生じる場合に行うものとする。

イ 必要な職員については、資格・免許者が必要な業務もあることから、まずは各所属内で確保することとするが、不足する場合は各部局内で調整して確保するものとする。

ウ 各部局内で対応できないと判断される場合は、④の手順により他の部局から応援を求めるものとする。なお、職員の中から資格・免許者を確保できない場合は、行政経営課と協議の上、臨時措置として期間を定め、外部の人員を活用することで対応する。

#### ④ 部局間の応援実施手順

##### ア 応援の要請

各部局の企画調整室等は、部局内で対応できないと判断される場合は、配置先の所属名及び業務内容、必要人数、期間、その他の必要事項を把握し、総務部（行政経営課）に他部局職員の応援を依頼する。

##### イ 具体的調整

総務部は、各部局の出勤者数等を考慮の上、応援を行う部局、応援を受ける部局とそれぞれの協議を行い、応援職員の人選、期間等を決定する。

##### ウ 応援内容の通知

総務部は、決定した応援内容を、応援を行う部局と応援を受ける部局の双方に通知する。

##### エ 応援の実施

応援を行う部局は、決定に基づき応援を実施する。

#### ⑤ 出勤・休暇等の取扱い

職員本人の被災や家族の被災、学校・保育施設や介護施設等の臨時休業等により出勤できない場合の休暇等の取扱いについては、人事課の定めるところによる。

## 6 業務継続に必要な資源の現状

地震発生時に、非常時優先業務を継続するために必要な資源（庁舎、電力等）について、発災時にどの程度利用可能であるか確保状況を確認し、課題があればその課題を解決するための対策を検討する。

また、各部局において職員用の食料は確保していないことから、職員に対し、家庭における食料の備蓄を奨励するとともに、災害時には、参集に際し、原則、家庭用として備蓄している食料（最低3日間分、推奨1週間分）を持参する必要があることを周知しておくものとする。

県地域防災計画において現地災害対策本部の設置が想定される庁舎における主な資源の状況は次頁のとおりである。

### <参考>

県地域防災計画（地震災害対策編）抜粋

#### 第3章 第1節

#### 5 現地災害対策本部

##### (1) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部は、中能登、奥能登総合事務所又は小松県税事務所のほか、次の施設を充てることができる。

なお、知事が必要と認めた場合は被災市町と情報の共有化を図るため、現地災害対策本部を当該市町の庁舎内に設置し、市町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

各土木総合事務所	奥能登	中能登	県 央	石 川	南加賀
各土木事務所	珠 洲	羽 咋	津 幡	大聖寺	
各農林総合事務所	奥能登	中能登	県 央	石 川	南加賀
各農林事務所	珠 洲	羽 咋	津 幡	加 賀	

〈各庁舎における主な資源の状況〉

区分		七尾合同庁舎 (中能登総合事務所、中能登農林総合事務所)	奥能登行政センター(奥能登総合事務所、奥能登農林総合事務所)	小松合同庁舎 (小松県税事務所、南加賀農林総合事務所)	奥能登土木総合事務所	中能登土木総合事務所	直江庁舎(県央土木総合事務所、県央農林総合事務所)	石川土木総合事務所
庁舎	耐震性能	○	○	○	○	○	○	○
電力	非常用電源	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間
電話	直通電話	○	○	○	○	○	○	○
	災害時優先電話	○	○	○	○	○	○	○
	衛星携帯電話	○	○	○	○	○	○	○
防災行政無線	衛星系	○	○	○	○	○	○	○
	地上系	○	○	×	○	○	○	○
飲料水	飲料水タンク	受水槽 6㎡×1基 高置水槽 4㎡×1基	受水槽 24㎡×1基	受水槽 7㎡×1基	受水槽 7.5㎡×1基	受水槽 16㎡×1基	高置水槽 10.8㎡×1基	×
トイレ	水洗の断水時使用	○	○	○	○	○	○	×

〈各庁舎における主な資源の状況〉

区分		南加賀土木総合事務所	珠洲土木事務所・珠洲農林事務所	羽咋土木事務所・羽咋農林事務所	津幡土木事務所・津幡農林事務所	大聖寺土木事務所・加賀農林事務所	石川農林総合事務所
庁舎	耐震性能	○	○	○	○	○	○
電力	非常用電源	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間	約72時間
電話	直通電話	○	○	○	○	○	○
	災害時優先電話	○	○	○	○	○	○
	衛星携帯電話	○	○	○	○	○	○
防災行政無線	衛星系	○	○	○	○	○	○
	地上系	○	○	○	○	○	×
飲料水	飲料水タンク	受水槽 6㎡×1基	受水槽 6㎡×1基	×	×	×	受水槽 6㎡×1基 高置水槽 3㎡×1基
トイレ	水洗の断水時使用	○	○	×	×	×	○

### 第3章 今後の取り組み

#### 1 各所属における執務体制要領への反映

各所属においては、業務継続計画の内容を執務体制要領へ反映することにより、非常時優先業務の明確化を図るものとする。

#### 2 訓練の実施

各所属においては、参集訓練や安否確認訓練等を実施することにより、業務継続計画や執務体制要領の実効性を確保するとともに、発災時における職員の対応能力の向上を図るものとする。

#### 3 業務継続計画の見直し

県地域防災計画の修正や組織改正等が行われた場合、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。